

平成27年8月24日  
資料④

# 平成30年度に向けた協議・検討の内容

平成27年8月24日  
国保指導課

# ＜国保制度見直しに関する県と市町村の協議体制＞

制度の安定化等を目的に、平成30年度から県が、県内市町村とともに国保の運営を担うこととされたことから、高知県県・市町村国民健康保険事業運営検討協議会を立ち上げ、事業の見直しを検討する。

## 高知県県・市町村国民健康保険事業運営検討協議会

【目的】 県と市町村が連携し、平成30年度以降の国民健康保険の安定的かつ円滑な運営を図る

【設置時期】 平成27年8月24日

【構成員】 高知市長、安芸市長、南国市長、須崎市長、四万十市長、東洋町長、土佐町長、佐川町長、大月町長、国保連合会常務理事、高知県健康政策部長（計11名）

### 幹事会

【協議内容】 作業部会で検討した事項の取りまとめ

【構成員】 協議会構成市町村の国保主管課長、国保連合会事務局長、県国保指導課長（計11名）

### 作業部会

【構成員】

※各部会共通

・各職員協議会から代表2名（市1、町村1）、高知市1名、国保連合会担当者、県国保指導課

#### 財政・保険料 (税)

【協議内容】 国保事業費納付金、国保給付費等交付金、財政安定化基金、標準保険料率、保険料(税)減免基準等に関する事 等

#### 給付・保健事業

【協議内容】 医療費適正化・保健事業、各種療養費等審査基準、レセプト点検等事務作業に関する事 等

#### 資格

【協議内容】 各種届出の統一様式等、資格者証・短期証の発行基準、市町村のシステムに関する事 等

## 高知県国民健康保険事業運営協議会

(改正国保法第11条第1項)

【目的】 国保事業費納付金の徴収、国保運営方針の作成、その他重要事項について審議

【設置時期】 平成29年9月頃

【委員構成】 被保険者、保険医、被用者保険、公益代表

【事務局】 高知県

### 協議反映

#### 国保運営方針

#### 納付金配分方法

国保運営方針に定める事項  
(改正国保法第82条の2)

- ① 医療に要する費用及び財政見直し
- ② 標準保険料の算定方法
- ③ 保険料の徴収の適正な実施
- ④ 保険給付の適正な実施
- ……

※詳細については、今後国と地方において引き続き協議される予定。

審議

**新制度が平成30年度からスタート**

⇒以降も国保運営方針の変更や納付金配分方法の見直し等に応じて、引き続き検討協議会で協議を継続

平成27年度

平成29年度

# <高知県県・市町村国民健康保険事業運営検討協議会の協議事項>

## 1 国民健康保険運営方針に関する事項（国がガイドラインを示す予定）

- ①医療に要する費用及び財政見通し
- ②市町村の保険料の標準的な算定方法
- ③保険料の徴収の適正な実施
- ④保険給付の適正な実施
- ⑤医療費適正化の取組
- ⑥市町村が担う事務の広域化、効率化
- ⑦保健医療サービス・福祉サービスに関する施策等との連携
- ⑧関係市町村相互間の連携その他の県が必要と認める事項

## 2 国民健康保険事業費納付金に関する事項

## 3 国民健康保険保険給付費等交付金に関する事項

## 4 財政安定化基金に関する事項

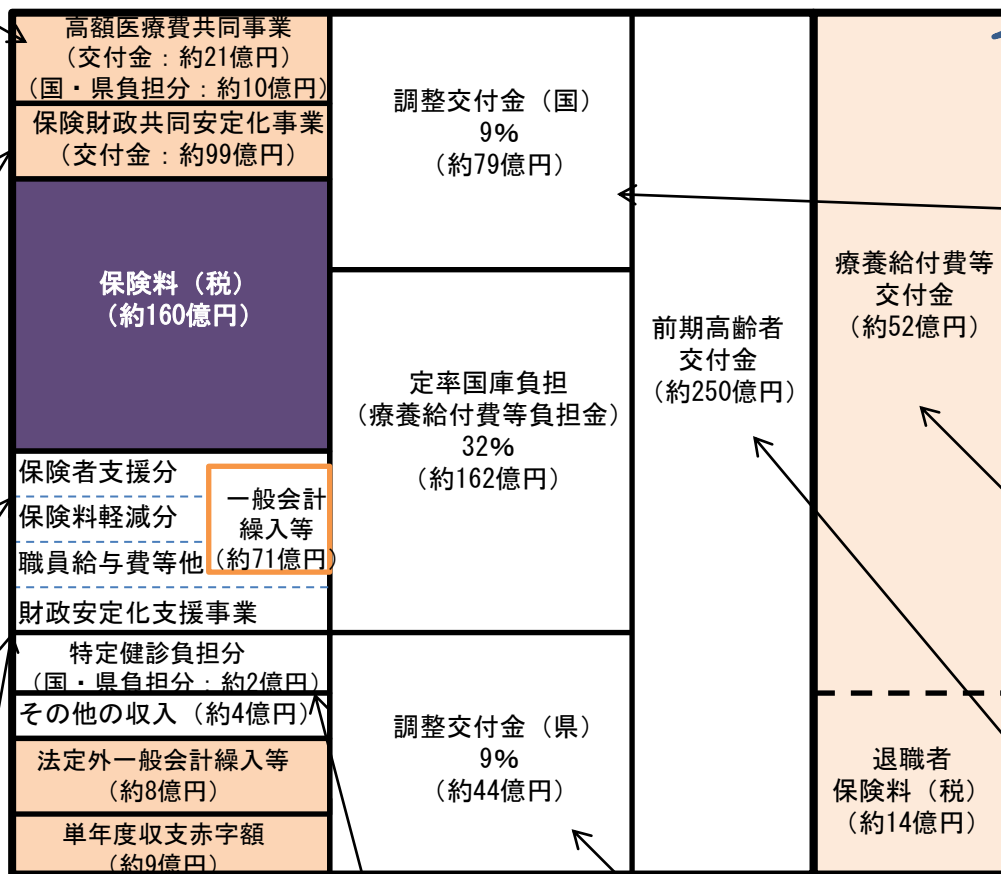
## 5 その他協議会の目的を達成するために必要な事項

# 作業部会等における具体的な協議・検討内容(参考)

作業部会における検討項目		現在の状況	今後の協議検討内容		
給付・保健事業関係部会	事業内容	医療費適正化・保健事業	医療費適正化・保健事業の取組内容を協議		
	共同化・広域化	高額療養費等申請勧奨通知	各市町村で該当世帯に送付	共同事業化が可能か協議	
		レセプト点検、療養費等審査	各市町村でレセプト点検を実施	縦覧点検等の共同実施(委託)が可能か協議	
		県による保険給付の点検、事後調整	各市町村で実施	実施方法等について検討	
	標準化	各種療養費等審査基準	各市町村で判断	必要性及び統一審査基準	
		申請書等各種様式	各市町村で作成	必要性及び統一様式	
		葬祭費の額	各市町村で条例を定め給付	必要性和統一金額	
		一部負担金減免要綱	各市町村で要綱を定め運用	必要性及び統一基準	
	資格関係部会	広域化・共同化	ネットワーク化の対応	各市町村で単独設置	国の検討状況を踏まえ方法等について協議
			保険者標準事務処理システム	各市町村で単独導入	国の検討状況を踏まえ導入について協議
月報・年報			各市町村で作成	共同事業化の可能性と実施方法	
標準化		被保険者証	高知市以外は共同発行	県が保険者となることから共同化の必要性について検討	
		申請書等各種様式	各市町村で作成	必要性和統一様式	
		資格証・短期証交付基準	税務担当課判断し発行 税務担当課と協議し発行	必要性及び統一基準の検討	
		居所不明被保険者への対応	税務担当課と連携し対応	統一的取り扱い要綱	
財政・保険料(税)関係部会		実施方法	国保事業費納付金配分方法	国の検討状況を踏まえ協議	
			国保給付費等交付金交付方法	国の検討状況を踏まえ協議	
			財政安定化基金貸付・交付・補填	国の検討状況を踏まえ協議	
	標準保険料率の設定		国の検討状況を踏まえ協議		
	標準化	保険料(税)率の設定方法	各市町村で設定	4方式・3方式、応能・応益比率等の統一の必要性和方法	
		申請書等各種様式	各市町村で作成	必要性和統一様式	
		滞納者取扱いの基準	各市町村で基準等定め、聞き取り等によりケースバイケースで対応	必要性和統一的取り扱い要綱	
		減免関係	各市町村で条例等に基づき対応	必要性及び統一基準	
		納入方法	一部市町村でコンビニ収納実施	納入方法等を協議	
		その他運営方針等に関し必要と考えられる事項			

# 高知県 市町村財政状況(全体) (平成26年度決算ベース)

医療給付費等総額：約985億円



退職被保険者にかかる給付費等

**調整交付金(国)**  
 ○普通調整交付金(7%)  
 市町村保険者間の財政力の不均衡等(医療費、所得水準)を調整するために交付  
 ○特別調整交付金(2%)  
 画一的な測定方法では措置できない特別事情(災害等)を考慮して交付

**療養給付費等交付金**  
 ○退職被保険者等に係る医療給付費等の額から、退職被保険者等に係る国民健康保険料(税)を控除した額を交付

**前期高齢者交付金**  
 ○国保・被用者保険の65歳から74歳の前期高齢者の加入割合の偏在による保険者間の財政の不均衡を、各保険者の前期高齢者の加入者割合により調整

**高額医療費共同事業**  
 ○高額な医療費(1件80万円超)の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、各市町村国保からの拠出金を財源として都道府県単位で、費用負担額を調整。  
 ○拠出金に対する負担割合 国、県 各1/4

**保険財政共同安定化事業**  
 ○市町村国保間の保険料の平準化や財政の安定化を図るため、平成18年10月から1件30万円超の医療費について、各市町村からの拠出金を財源として、都道府県単位で費用負担を調整  
 ※H27年度から1円以上の医療費が対象

**保険基盤安定制度**  
**【保険者支援分】**  
 低所得者数に応じ、保険料額の一定割合を公費で支援  
 ○負担割合 国1/2、県1/4、市町村1/4 (繰入総額：約7億円)

**【保険料軽減分】**  
 低所得者の保険料軽減分を公費で補填  
 ○負担割合 都道府県 3/4、市町村1/4 (繰入総額：約34億円)

市町村への地方財政措置  
(約13億円)

50% (保険料)      50% (公費)

**特定健康診査等負担金**  
 ○特定健康診査、特定保健指導の経費を国と県が負担  
 ○負担割合 国、県 各1/3

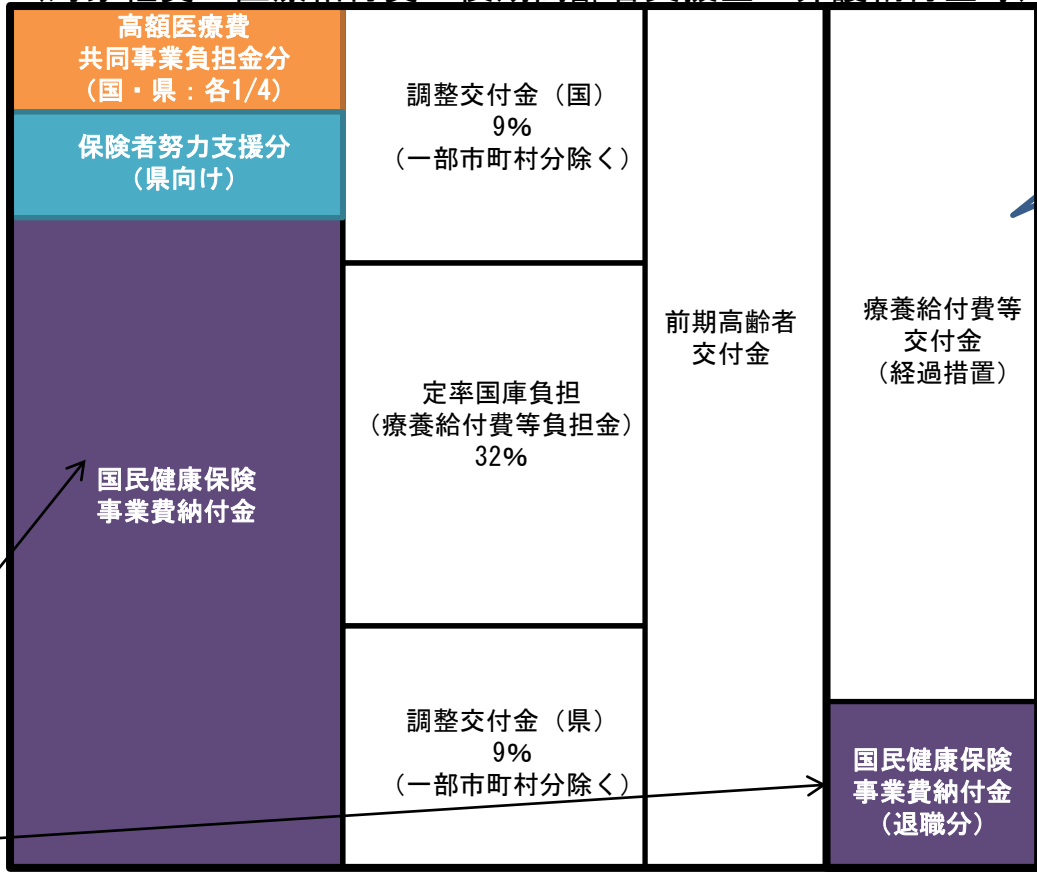
**調整交付金(県)**  
 ○1号交付金  
 市町村間の医療費及び所得水準の格差を考慮し調整するために交付  
 ○2号交付金  
 国保事業の運営の安定化に資する事業を行う市町村に対し交付

※単年度収支赤字は、前年度繰越金、基金繰入金、繰上充用金により補填

# 平成30年度以降の 県の国保財政の財源の仕組み(全体)

※詳細は、現在国で検討中

← 保険給付費等交付金総額 →  
(対象経費：医療給付費・後期高齢者支援金・介護納付金等)



退職被保険者にかかる  
給付費等

**国民健康保険事業費納付金**  
各市町村から県に納めていただく納付金の総額

50% (納付金(保険料))      50% (公費)

※保険財政共同安定化・高額医療費共同事業は廃止

# 平成30年度以降の 市町村国保財政の歳入歳出の概要(全体)

※詳細は、現在国で検討中

(歳入)	(歳出)
職員給与費等繰入金	総務費
特定健診等負担金 (2/3)	保健事業費 (直診含む)
特別調整交付金の一部	
県調整交付金の一部	国民健康保険 事業費納付金
保険者努力支援相当分 (市町村分)	
財政安定化支援事業	
保険基盤安定繰入金	
保険料 (税)	
国民健康保険 保険給付費等交付金	保険給付費

**保険者努力支援制度**  
 特定健診等の実施状況、後発医薬品の使用割合、収納率向上等、保険者の努力を判断する指標を踏まえて交付。  
 ※詳細は今後、地方と協議

**国民健康保険料 (税)**  
 国民健康保険事業費納付金、保健事業費等を賄うために必要な費用を市町村が賦課・徴収

**国民健康保険保険給付費等交付金**  
 保険給付費に必要な費用を全額、県が市町村へ交付

**国民健康保険事業費納付金**  
 各市町村が県へ納付  
 (各市町村の医療費水準・所得水準を考慮して決定)



# 国民健康保険事業費納付金、標準保険料率の算定方法について

※詳細は、現在国で検討中

○ 県は、財政運営の責任主体として医療給付費を県全体で賄うために、

- ① 医療給付費等の見込みに見合う「保険料収納必要額」を算出
- ② 各市町村が県に納める額（国保事業費納付金）を決定（医療費水準、所得水準を考慮）
- ③ 標準的な保険料の算定方法（算定方式、市町村規模別の収納率目標等）、市町村ごとの標準保険料率を示す

○ 医療費や収納率の違いにより保険料率が違ってくことを被保険者に対して明確化  
○ 将来的な保険料の平準化につなげる

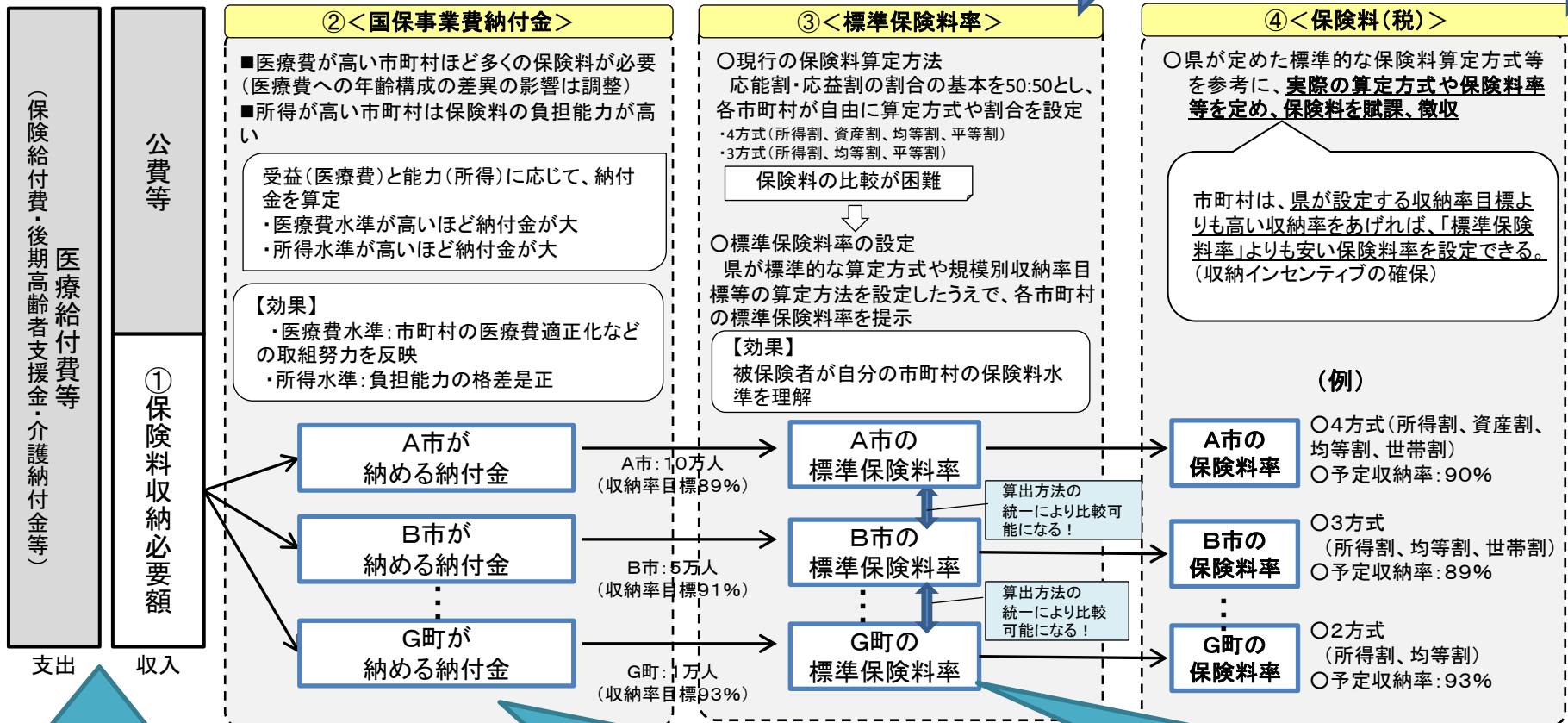
○ 市町村は、

- ④ 県が示した標準保険料率等（③）を参考に、実際の保険料算定方式や保険料率等を定め、保険料を賦課・徴収



県

市町村



必要額が対象とする範囲は今後国が政令等で決定

医療費水準・所得水準・年齢調整等のように、どの程度反映させるかなどを国での検討を踏まえて協議・検討

標準的な保険料の算定方法を、国での検討を踏まえ協議・検討



# 【参考】現行の保険料設定と標準保険料率の設定について

※詳細は、現在国で検討中

## ○標準保険料率の設定

一人当たり医療費や保険料収納率の違いにより保険料率が違うことを被保険者に明確化し、将来的な県内保険料率の平準化を進める

### 現行

現在の保険料設定は、一人当たりの最終的な保険料額が同じであっても、保険料の比較が困難  
 <理由>保険料の算定方式、医療費水準が異なる等

負担の比較が可能となることが必要

### 標準保険料率の設定

県が標準的な保険料の算定方式や保険者規模別の収納率目標等の市町村が保険料率を定める際に参考となる事項を設定し、それに基づいて市町村ごとの標準的な保険料率を示す。

## ○現行の保険料設定方法

応益割(被保険者均等割・世帯別平等割)と応能割(所得割・資産割)は50:50を基本としているが、算定方式及び応益割、応能割の各内訳については、各市町村で自由に決定することができるため、同一県内でも市町村ごとに算定方法が異なっている。

〈現行法令に定められた基礎賦課総額に対する標準割合〉

	応能割(50%)		応益割(50%)	
	所得割	資産割	均等割	世帯平等割
4方式	40%	10%	35%	15%
3方式	50%		35%	15%
2方式	50%		50%	

〈高知県内市町村における現状の算定方式〉

	市町村数	備考
3方式	2	高知市、四万十町のみ。資産割除く3方式
4方式	32	上記以外の市町村

## ○現行の保険料算定の例

前提が全く同じでも、算定方法の違いにより保険料率が相違する例

### 〈前提例〉

①必要保険料額	95,000千円
②被保険者数	1,000人
③世帯数	500世帯
④収納率	100%
⑤所得(限度超過なし)	1,000,000千円
⑥固定資産税額	100,000千円
⑦賦課総額 (①/④)	100,000千円

〈4方式の割合の違いによる必要賦課総額の配分〉

上段: 応能・応益の各割合 下段: 必要賦課総額の内訳

区分	応益割(50%)		応能割(50%)	
	所得割	資産割	均等割	世帯平等割
配分方法	40%	10%	40%	10%
配分額	40,000千円	10,000千円	40,000千円	10,000千円

区分	応益割(50%)		応能割(50%)	
	所得割	資産割	均等割	世帯平等割
配分方法	30%	20%	20%	30%
配分額	30,000千円	20,000千円	20,000千円	30,000千円

〈一人当たり保険料率の比較〉

上段: 応能・応益の各割合 下段: 必要賦課総額の内訳

区分	応益割(50%)		応能割(50%)	
	所得割	資産割	均等割	世帯平等割
配分方法	40%	10%	40%	10%
料率	所得×4%	資産×10%	40,000円	20,000円

区分	応益割(50%)		応能割(50%)	
	所得割	資産割	均等割	世帯平等割
配分方法	30%	20%	20%	30%
料率	所得×3%	資産×20%	20,000円	60,000円

算定方式の違いにより、一人当たり保険料が違ってくる。  
 このため、県が市町村ごとの標準保険料率を定めることにより、  
 医療費などによる保険料率の違いを明確化する

# 財政安定化基金について

※詳細は、現在国で検討中

## 1. 趣旨

- 財政の安定化のため、給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、一般財源からの財政補填等を行う必要がないよう、県に財政安定化基金を設置し、県及び市町村に対し貸付・交付を行うことができる体制を確保する。

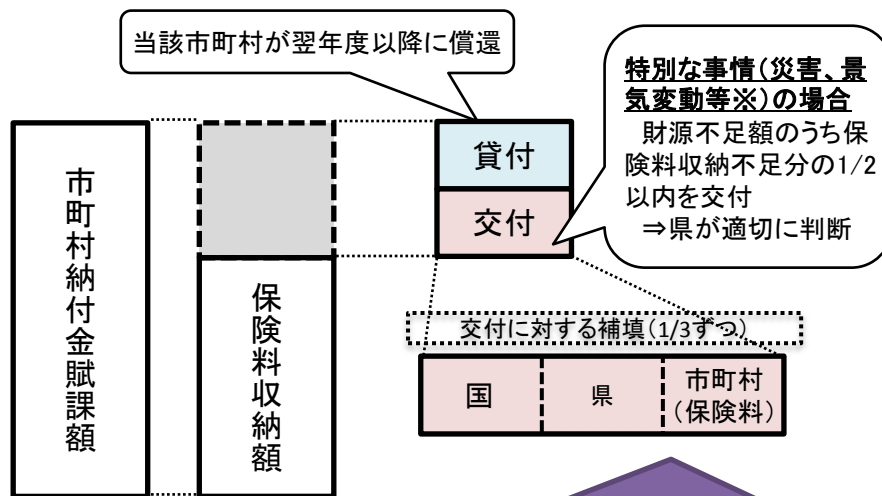
## 2. 基金規模等

- 平成29年度までに全国総額2,000億円規模をめざし、国費で創設・順次積増しすることとし、平成27年度は200億円を措置。
- 交付分に対する補填は県が基金の適正規模を判断して決定。  
※国・県・市町村(保険料)で1/3ずつ補填

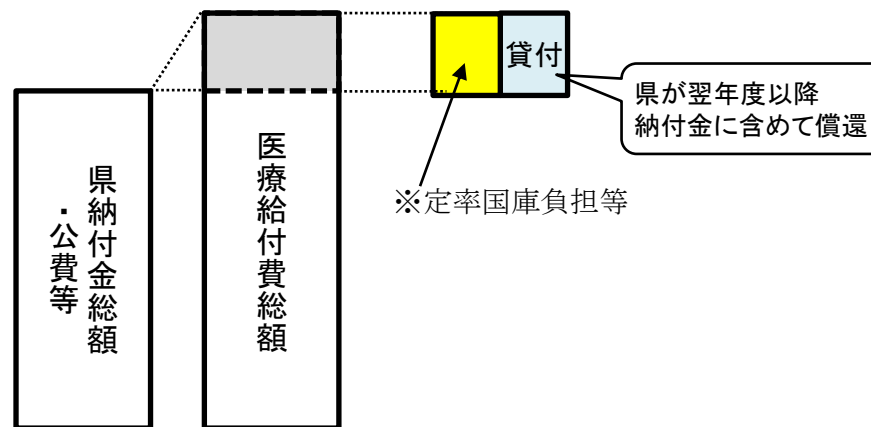
## 3. 内容

- 貸付…各年度、財源不足額を貸付。原則3年間で償還(無利子)
- 交付…**特別な事情が生じた場合**、財源不足額のうち保険料収納不足額×1/2以内を交付  
※特別な事情に該当する場合…災害、景気変動等(詳細は今後国で検討の上、政令で規定)

### 市町村において収納不足が生じた場合



### 県において給付増が生じた場合

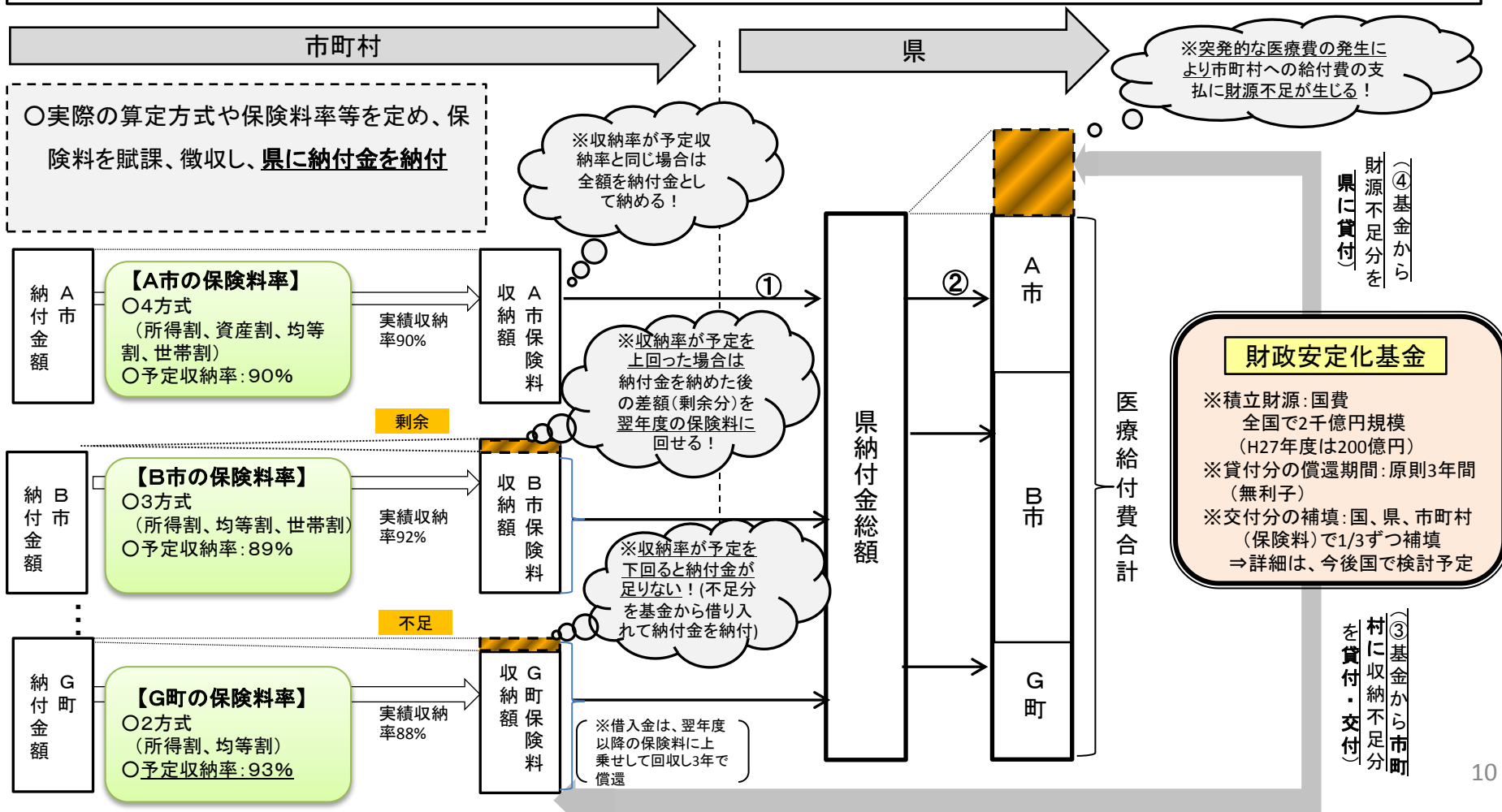


交付分に対する補填の必要性、補填する場合の按分のあり方は、今後国での検討を踏まえて協議・検討

# 保険料の賦課・徴収と財政安定化基金の仕組み

※詳細は、現在国で検討中

- **市町村は**、県が示した標準保険料率等を参考に、実際の保険料算定方式や保険料率等を定め、**保険料を賦課・徴収**し、**県に納付金を納める**。(①)
- 市町村は、各市町村の医療費(保険給付分)を国保連合会に支払い、**県は市町村にその費用を支払う**。(②)
- 収納不足**や突発的な医療費の増などによる財源不足の場合のために、**県に財政安定化基金を設置**  
 ※市町村の収納率が予定を下回り納付金額の納付に不足が生じた場合、**市町村に財政安定化基金から貸付または交付**(③)  
 ※突発的な医療費の増などで納付金総額が医療給付費の合計を下回った場合、**財政安定化基金から県に貸付**(④)



# 医療費適正化の取組

※詳細は引き続き地方と協議

## 保険者努力支援制度

(概要)

○医療費適正化への取組や国保が抱える課題への対応等を通じて保険者機能の役割を発揮してもらう観点から、適正かつ客観的な指標に基づき、保険者としての努力を行う自治体に対して支援金を交付することで、国保の財政基盤を強化する。

(規模)

700億円～800億円程度

(指標)

○保険者努力支援制度に基づく支援金については、保険者の努力を判断する指標を踏まえて交付額を決定する。

○指標については、後期高齢者支援金の加算・減算で用いられる予定の指標も踏まえ、今後、地方と協議の上決定することとしているが、例えば、

- ・被保険者の健康の保持増進に努力として、特定健診・特定保健指導等の実施状況
- ・医療の効率的な提供の推進に対する努力として、後発医薬品使用割合
- ・国保が抱える課題に対する努力として、収納率向上の状況 等

を指標として用いることを検討。

## 経済財政運営と改革の基本方針2015について (平成27年6月30日閣議決定) 【抜粋】

(インセンティブ改革)

～保険者については、国民健康保険において、保険者努力支援制度の趣旨を現行補助制度に前倒しで反映する。その取組状況を踏まえ、2018年度(平成30年度)までに保険者努力支援制度のメリハリの効いた運用方法の確立、国民健康保険料に対する医療費の地域差の一層の反映、後期高齢者支援金の加算・減算制度の運用面での強化、医療保険の審査支払機関の事務費・業務の在り方など、保険者における医療費適正化に向けた取組に対する一層のインセンティブ強化について制度設計を行う。～

# 新しい国保制度に対応したシステムの開発について

※詳細は引き続き地方と協議

## ■ 開発の必要性

### ○ 今回の国保改革による新たな事務の円滑な実施

- ・都道府県...新たに納付金の額や標準保険料率の算出、決定
- ・市町村...都道府県内の他市町村へ転居した場合の高額療養費の多数回該当に係る該当回数引継ぎ 等

### ○ 制度改正のたびに必要となるシステム改修に係る負担軽減

- \*「厚生労働省が社会保障・税番号制度の導入も踏まえつつ主導的に構築する標準システムの活用等により、市町村の事務遂行の効率化・コスト削減、標準化が図られるとともに、それにより事務の共同処理や広域化が図られやすくなる」  
(国保基盤強化協議会の議論のとりまとめ。平成27年2月12日。)

## ■ 標準事務処理システムとは

都道府県及び市町村が行う国保事務を支援するため、以下のような標準的な電算処理システムを開発し、配布予定。

### ① 国保事業費納付金等算定標準システム(仮称)

都道府県による市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、市町村ごとの標準保険料率の算定業務を支援するためのシステム

### ② 国保情報集約システム(仮称)

市町村ごとに保有する資格情報等を都道府県単位で集約し、被保険者が同一都道府県内で転居した場合に高額療養費の多数回該当に係る該当回数を引継ぐなど、市町村間の情報連携等を支援するためのシステム

### ③ 市町村事務処理標準システム(仮称)

市町村が行う資格管理、賦課、徴収・出納、給付業務を支援するための標準的な事務処理システム

## ■ 開発の進め方・配布スケジュール(現時点の予定)

○ 標準システムの具体的な内容については、地方の意見を伺いながら詳細設計を行う。

→ 平成27年夏、国保中央会に検討会を設置。

○ 平成28年度に、市町村事務処理標準システムの要件定義、基本設計書を順次公開し、市町村に導入意向調査を実施。

○ 平成28年秋を目途に、国保事業費納付金等算定標準システムの簡易版を希望する都道府県に配布。

○ 平成30年度から市町村事務処理標準システムの導入を希望する市町村に対し、平成29年秋を目途に配布。

(平成30年度以降も市町村の希望に応じて、随時導入可能。)